

議案第 5 号

平成 28 年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別 会計予算

平成 28 年度鳥取県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 205,098 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 28 年 2 月 22 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 3,180
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,180
2 繰 越 金		111,897
	1 繰 越 金	111,897
3 諸 収 入		90,021
	1 県 預 金 利 子	158
	2 貸 付 金 元 利 収 入	89,501
	3 雑 入	362
歳 入	合 計	205,098

歲 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費		千円 205,098
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費	205,098
歲 出	合 計	205,098

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修 学 資 金 等 貸 付 金	平成29年度から 平成33年度まで	<div style="text-align: right;">千円</div> 95,022